２次・３次医療圏の定義

○医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

第三十条の三　都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2　医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除き、診療所の療養病床を含む。）の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

→ **※2次医療圏**

二　二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項　→ **※3次医療圏**

三～九　（略）

3　（略）

4　第二項第一号及び第二号に規定する区域の設定並びに同項第三号に規定する基準病床数に関する標準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）は、厚生労働省令で定める。

5～13　（略）

○医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）

（特殊な医療）

第三十条の二十八　法第三十条の三第二項第二号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　先進的な技術を必要とするもの

二　特殊な医療機器の使用を必要とするもの

三　発生頻度が低い疾病に関するもの

四　救急医療であつて特に専門性の高いもの

（区域の設定に関する標準）

第三十条の二十九　法第三十条の三第四項に規定する区域の設定に関する標準は、次のとおりとする。

一　法第三十条の三第二項第一号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

二　法第三十条の三第二項第二号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。